

平成 25 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 き も と
(略称 K I M O T O)

(URL <http://www.kimoto.co.jp/>)

代表者名 代表取締役社長 木本 和伸
(コード番号 7908 東証第一部)

問合せ先 常務取締役 管理本部長 安田 茂
(TEL 03 - 6758 - 0300)

当社株券等の大量買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の更新について

当社は、平成 25 年 6 月 25 日開催予定の当社第 53 回定時株主総会において（以下「本定時株主総会」といいます。）、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることにより当社の企業価値又は株主共同の利益が毀損されることを防止するための取組みの一つとして導入している、現行の「当社が発行する株券等の大量買付行為に関する具体的な対応策」（以下「本対応方針」といいます。）の更新をお諮りする旨を、平成 25 年 5 月 10 日開催の取締役会において決議いたしましたので、お知らせします。

本対応方針の更新にあたり、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律の一部を改正する法律」の施行による上場会社の株券の電子化その他関係法令の整備等を踏まえて一部の改正を行っておりますが、基本的内容についての実質的な変更はございません。

なお、現時点において、当社株券等について、第三者からの大量買付行為等の具体的提案を受けている事実はありません。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値又は株主共同の利益を継続的に確保・向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。上場会社である当社の株券等については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、当社の株券等に対する大量買付提案又はこれに類似する行為があった場合、当社株券等を売却するかどうかは株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。

なお、当社は、当社株券等について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値又は株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付提案又はこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。そして、かかる株券等の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株券等の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値又は株主共同の利益を毀損すると思われるものも少なくありません。

当社の経営にあたっては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、並びに顧客、取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、これらに対する十分な理解がなければ、当社の企業価値又は株主共同の利益を確保・向上させることはできません。当社の企業価値の源泉は、①独創的な技術開発力、②先進的な製造技術と一貫した品質保証体制、③「プロ集団」たる従業員の存在、④顧客・取引先との切磋琢磨する関係にあるため、当社の企業価値又は株主共同の利益を確保・向上させるには、特にかかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠であります。当社株券等の大量買付を行う者が、かかる当社の企業価値の源泉を理解し、中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値又は株主共同の利益は毀損されることになります。

当社としては、このような当社の企業価値又は株主共同の利益を毀損する大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付行為に対しては必要かつ相当な対抗手段を講じることにより、当社の企業価値又は株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 基本方針の実現に資する取組み

1) 当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

(1) 当社の企業理念について

当社は、技術開発型の企業としてグローバルに発展することにより、顧客・株主及び従業員の満足を得ることに努め、地域の発展と繁栄に寄与し、地球環境をまもり、未来に向けて社会と共に前進します。

(2) 当社の企業価値の源泉について

当社は昭和 27 年の設立以来、技術開発型の企業としてグローバルに発展することにより、顧客・株主及び従業員の満足を得ることを基本理念として、かかる方針の下、研究開発及び技術の革新を推進し、企業価値を向上させてまいりました。

かかる当社の企業価値の源泉は、①市場の急速な変化を先取りできる独創的な技術開発力、②多様な顧客に満足いただける製品を生み出す先進的な製造技術と高度で一貫した品質保証体制、③高品位な製品を適時に創り上げるための高い技術力を有する「プロ集団」たる従業員の存在、④常に最高の製品、商品及びサービスをともに創り上げていく顧客・取引先との切磋琢磨する関係にあります。

具体的には、第一に、当社の内外にわたる顧客それぞれにとって最高の製品、商品及びサービスを適時に提供するためには、時代の急速な変化を予測し、顧客のニーズを先取りする先見性が必要となります。当社は創業以来、常に顧客との対話を重視し、顧客に満足いただける製品を生み出すための研究開発を推進してまいりました。この独創的な技術開発力こそが顧客に満足いただける製品、サービスの提供を可能にする原点であり、当社の企業価値を向上させております。

第二に、独創的な技術開発力により開発された製品を高い品質で安定的に供給できることは、顧客の信頼の獲得と取引の継続にとってきわめて重要です。このために当社では、ISO 9001:2000 を取得し、独自に構築した先進的な製造技術と、高度で一貫した品質保証体制を確立しております。開発のみならず、製品の高品質・安定製造をも重視することにより、当社の企業価値を向上させております。

第三に、当社には、従業員が部署や職位に関わりなく自由に意見を述べ合うことでその技能等を伝承する企業風土が創業時から連綿と形成されており、従業員の技能向上の基礎となっております。研究開発、製造、営業等それぞれの職掌において顧客に満足いただける製品、サービスを適時に提供するためには、かかる従業員と企業風土を将来にわたり確保・維持することが不可欠です。当社は、時代の最先端をいく独創的かつ高度な技術を開発・維持するためには、このような高い技術力を有する従業員の存在が不可欠であ

るとの認識から、従業員一人ひとりが継続して成長し、独創的かつ高度な技能を身につけることができる体制づくりを構築しております。

第四に、時代の最先端をいく独創的かつ高度な技術を開発・維持するためには、従業員及び企業風土のみならず、優れた製品の提供を求める顧客及び協力関係にある取引先の存在が不可欠です。顧客から時には不可能と思われる高度な要請を受け、又は将来の市場動向を予測することにより、顧客のニーズにいち早く応えることができる当社の独創的な技術開発力が継続的に磨かれてまいりました。このような顧客・取引先との切磋琢磨する関係は、当社が世界に通ずる技術開発型の企業として、その時代に成し得る最高の専門技術と、最高の製品・商品並びにサービスを内外の顧客に提供するための大きな原動力となっております。この意味で、当社の既存の顧客・取引先との切磋琢磨する関係を将来にわたり確保することは、当社が企業価値を向上させていく上で極めて重要です。

- (3) 当社の今後の企業価値又は株主共同の利益の確保、向上に向けた取組みについて

① 中長期的な経営戦略について

当社グループの主な事業は、ポリエステルフィルムを中心とする各種フィルムの表面に特殊加工を施すことにより、多様な機能を付加した各種工業材料を製造販売することです。

当社グループの製品は、主として電子・工業材料業界に継続的に供給されており、当該業界は今後も市場拡大が期待されております。

当社グループでは、この成長市場においてより収益性の高いビジネスを創出するとともに、環境、エネルギー、デジタル画像などの新しい市場、業界に向けた新事業、新製品の開発にグループを挙げて取り組み、企業価値の向上を目指します。また、経営戦略に連動する技術ロードマップを確実に実現することで、継続的に技術基盤の拡充を図ります。

上記のビジョンを実現することが企業価値の持続的向上と株主共同の利益確保に資するものであると考えます。

当社の発展による企業価値の向上は「プロ集団」である従業員の意欲・能力・知識なくしてはありえない、との認識に基づき、従業員の人的資質のさらなる向上を積極的に行うことにより、中期経営計画の完遂と、企業価値の増大に努めてまいります。

当社グループの製品は、主として電子・工業材料分野に継続的に供給されており、引き続き東アジアを中心に市場拡大が期待されることから、当社グループでは新たに加えたソウル及び深圳の営業拠点を軸に、積極的な販売活動を展開します。更に、この成長市場においてより収益性の高いビジネスを創出するとともに、環境、エネルギー、空間情報などの

新しい市場に向け新事業、新製品の開発にも注力し、一層の企業価値向上を目指します。それらを基に 国内外の著しい経営環境の変化を見据え、平成 27 年 3 月期を初年度とする第四次中期経営計画の策定を進めます。

② CSR 活動について

当社は、企業としての社会的責任を全うし、広く社会からの信頼を築き上げていくことが、企業価値の持続的向上のために必要不可欠と考え、コーポレートガバナンスの充実、企業倫理の向上、リスク管理の強化及び社会との関わりの深化を重要課題と位置付けております。

上記課題の実現のために、コンプライアンスの強化、経営の監督・監視機能の強化、経営責任の明確化、意思決定及び業務遂行の実効性・迅速性の確保、情報開示の強化を進めるとともに、株主の皆様、顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーからの信頼を一層高めるため、環境・安全・品質の確保と地域との対話等に取り組んでまいります。

2) コーポレートガバナンスの整備

当社は、取締役会、監査役会を基本に継続的なコーポレートガバナンスの充実が経営の最優先課題であると考え、諸制度の整備と透明性の高い情報開示の実施を適時行うとともに、高い自律性、効率性並びに競争力のある経営体制の確立を目指しております。

当社においては、株主の皆様に対する経営陣の責任を明確化するため、取締役の任期を 1 年としております。また、当社は経営会議、常務会等を設置せず、重要な業務執行及び法定事項の決定並びに業務執行の監督は、すべて取締役会で行っております。常勤監査役及び社外監査役は、定例及び臨時に開催される取締役会に出席し必要な意見を述べるとともに、取締役の業務執行状況の監査を実施しております。また、監査役のサポート体制の充実を図るため、平成 19 年 7 月より監査役スタッフ 1 名を選定いたしました。

当社は、以上のようなコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方に基づく諸施策を実行し、当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上を目指してまいります。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1) 本対応方針導入の目的

当社取締役会は、上場会社として当社株券等の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値又は株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

りません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株券等の大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株券等の大量買付行為の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、大量買付者の提示した条件が対象会社の適正な本源的価値を十分に反映しないもの等、対象会社の企業価値又は株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

そもそも、当社が構築してきた企業価値又は株主共同の利益を確保・向上させるためには、当社の企業価値の源泉である、①市場の急速な変化を先取りできる独創的な技術開発力、②多様な顧客に満足いただける製品を生み出す先進的な製造技術と高度な品質保証体制、③高品位な製品を適時に創り上げるための高い技術力を有する「プロ集団」たる従業員の存在、④常に最高の製品、商品及びサービスをともに創り上げていく顧客・取引先との切磋琢磨する関係が必要不可欠です。当社株券等の大量買付行為を行う者により、これら当社の企業価値の源泉が中長期的に確保され、向上させられなければ、当社の企業価値又は株主共同の利益が毀損されることになります。

また、外部者である買付者からの大量買付の提案を受けた際に、当社株主の皆様が上記の諸点のほか、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他の当社の企業価値を構成する要素等を適切に把握した上で、当該大量買付が当社の企業価値又は株主共同の利益に及ぼす影響を短時間のうちに判断する必要があります。

かかる認識に基づき、当社取締役会は、前記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株券等に対する大量買付行為が行われた際に、当社株主の皆様の意思を適正に反映させるためには、当社株主の皆様が適切に判断できる状況を確保する必要があると考えております。そのためには、当社取締役会が必要かつ相当な検討期間内に当該買付行為について誠実かつ慎重な調査を行った上で、当社株主の皆様に対して必要かつ十分な判断材料を提供すること、また当社株主の皆様がかかる大量買付行為に応じるべきか否かを判断するために必要な時間を確保すること等を可能とする、当社の企業価値又は株主共同の利益に反する大量買付行為を抑止するための枠組みを構築することが必要不可欠であると判断いたしました。

これらを踏まえ、当社取締役会は、当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上を目的に、本定時株主総会において、本対応方針に関する議案が承認可決さ

れることを条件として、本対応方針を更新することを決定いたしました。

2) 本対応方針の内容

本対応方針の内容は以下のとおりですが、本対応方針に関する手続の流れにつきましては、別紙 2 にその概要をフローチャートの形でまとめているので、併せてご参照ください。

(1) 本対応方針の概要

① 本対応方針に係る手続

本対応方針は、当社の株券等の大量買付行為(下記(2)において定義されます。)を行おうとする者(以下「大量買付者」といいます。)が現れた場合に、当該大量買付者に対し、事前に当該大量買付行為に関する情報の提供を求め、当社が、当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大量買付者との交渉等を行うための手続を定めるものです(下記(2)「本対応方針に係る手続」をご参照ください。)

なお、大量買付者は、本対応方針に係る手続の開始後、(a)独立委員会検討期間終了時点、又は(b)独立委員会の勧告又は取締役会の判断に基づき株主意思確認総会(下記(2)④(c)(iii)において定義されます。)が招集された場合の当該株主意思確認総会の決議時点のいずれか遅いときまでの間、大量買付行為を実行してはならないものとしております。

② 新株予約権の無償割当ての実施

(a)大量買付者が本対応方針において定められた手続に従うことなく大量買付行為を行う場合、又は(b)大量買付者による大量買付行為が当社の企業価値又は株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれがある場合等(別紙 3 をご参照ください。)には、当社は、原則として、非適格者(別紙 4 に定義されます。)による権利行使は認められないとの行使条件及び非適格者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権(その主な内容は別紙 4「本新株予約権の概要」にて詳述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。)を、その時点の当社を除くすべての株主に対して新株予約権無償割当ての方法(会社法第 277 条以下に規定されます。)により割り当てます。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることがあります。

③ 取締役の恣意的判断を排するための独立委員会、株主総会の利用

本対応方針の運用ないし対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排除し、その判断の合理性及び公正性を担保するため、以下の諸手当てを施しております。

まず、独立委員会規程(その概要については別紙 5 をご参照ください。)に従い、(a) 当社社外取締役、(b) 当社社外監査役、又は(c) 社外の有識者(実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等)で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会(以下「独立委員会」といいます。)の客観的な判断を経ることとしています。なお、本対応方針の現在の独立委員会は、独立性の高い社外監査役及び社外の有識者により構成されております。また、本定時株主総会において本対応方針が更新された場合の独立委員会の委員の氏名及び略歴は別紙 6 のとおりです(独立委員会の委員の選任基準、決議要件及び決議事項については別紙 5 をご参照ください。)

また、一定の場合には、株主意思確認総会を招集の上、同株主意思確認総会に対抗措置の発動に関する議案を付議することにより株主の皆様意思を確認することとしています(下記(2)⑥「株主意思確認総会による本新株予約権の無償割当て実施・不実施に関する決議」をご参照ください。)

さらに、こうした手続の過程について、株主の皆様に適切かつ適時に開示することにより、その透明性を確保することとしています。

④ 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本新株予約権の行使又は当社による取得と引換えに、非適格者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、非適格者の有する当社株式の議決権割合は、最大約 33.3%まで希釈化される可能性があります。

(2) 本対応方針に係る手続

① 対象となる大量買付行為

次の(a)若しくは(b)に該当する行為、これらに類似する行為又はこれらの提案¹(ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。以下「大量買付行為」といいます。)がなされ、又はなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

(a) 当社が発行者である株券等²について、保有者³の株券等保有割合⁴の合計が 20%以上となる買付け

¹ 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。

² 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、本対応方針において引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本対応方針において引用される法令等の各条項及び用語は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項及び用語を実質的に継承する法令等の各条項及び用語に読み替えられるものとします。

³ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者を意味し、同条第 3 項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます。

⁴ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合を意味します。

- (b) 当社が発行者である株券等⁵について、公開買付け⁶に係る株券等の株券等所有割合⁷及びその特別関係者⁸の株券等所有割合の合計が 20% 以上となる公開買付け

② 大量買付意向表明書の事前提出

大量買付者には、大量買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、本対応方針に定められた手続(以下「大量買付ルール」といいます。)に従う旨の誓約等を日本語で記載した書面(以下「大量買付意向表明書」といいます。)を、当社の定める書式で提出していただきます。

大量買付意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。なお、大量買付意向表明書の提出にあたっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

(a) 大量買付者の概要

- (i) 氏名又は名称及び住所又は所在地
- (ii) 代表者の氏名
- (iii) 会社等の目的及び事業の内容
- (iv) 大株主又は大口出資者概要(所有株式数又は出資割合上位 10 名)
- (v) 国内連絡先
- (vi) 設立準拠法

- (b) 大量買付者が現に保有する当社の株券等の数、及び、大量買付意向表明書提出日前 60 日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況

- (c) 大量買付者が提案する大量買付行為の概要(大量買付者が大量買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大量買付行為の目的の概要(支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大量買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等⁹を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。)を含みます。)

⁵ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等を意味します。以下②において同じです。

⁶ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に規定する公開買付けを意味します。

⁷ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合を意味します。

⁸ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者を意味します。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。

⁹ 金融商品取引法第 27 条の 26 第 1 項、金融商品取引法施行令第 14 条の 8 の 2 第 1 項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第 16 条に規定する重要提案行為等を意味します。

(d) 大量買付ルールに従う旨の誓約

③ 大量買付情報の提供

当社取締役会は、大量買付者に対して、大量買付意向表明書を提出していただいた日から 10 営業日¹⁰(初日不算入)以内に、当初提出していただくべき情報を記載したリスト（以下「大量買付情報リスト」といいます。）を大量買付意向表明書に記載の国内連絡先あてに発送いたします。大量買付者には、当社取締役会に対して、かかる大量買付情報リストに従って、大量買付行為に対する株主の皆様のご判断、当社取締役会又は独立委員会の評価・検討等のために必要かつ十分な日本語で記載された情報（以下「大量買付情報」といいます。）を提供していただきます。また、大量買付意向表明書において開示していただいた事項と重複するものは、より具体的な内容を意味します。

なお、大量買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として大量買付情報リストに含まれるものとします。

- (a) 大量買付者及びそのグループ（共同保有者¹¹、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員、並びに大量買付者の財務及び事業の方針を支配する者を含みますが、これに限られません。以下同じ。）の詳細（その名称、事業内容、沿革、資本金の額又は出資金の額、発行済株式の総数、代表者、役員及び社員その他構成員の氏名、職歴及び所有株式の数その他の会社等の状況、直近 2 事業年度の財政状態及び経営成績（法令遵守に関する監督官庁から指導等を受けたことがある場合はその具体的内容等を含む。）その他の経理の状況、並びに、大量買付者のグループ相互の関係（資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係、及びこれらの関係の沿革を含みますが、これらに限られません。）の概略を含みます。）
- (b) 当社と同種事業を目的とする会社その他の法人（日本以外の国におけるものも含みます。）に対する過去の投資・経営・業務関与経験の有無及びその内容・実績等
- (c) 大量買付行為の目的、方法、時期、関連する取引の仕組み、（買付け等の実現可能性に関する情報等を含みます。）及び内容（大量買付行為の適法性に関する専門家意見を含みます。）
- (d) 買付対価の種類及び金額（有価証券等を対価とする場合には、当該

¹⁰ なお、営業日とは、行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項各号に掲げる日以外の日をいいます。

¹¹ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載していただきます。）、並びに当該金額の算定の基礎及び経緯（算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や大量買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載していただきます。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載していただきます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載していただきます。）

- (e) 大量買付行為に要する資金の調達状況、及び当該資金の調達先の概要（預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。）
- (f) 大量買付者グループによる当社の株券等の過去のすべての取得時期及び当該時期毎の取得数・取得価額、並びに、当社の株券等の過去のすべての売却時期及び当該時期毎の売却数・売却価額
- (g) 大量買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (h) 大量買付者が大量買付行為において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容
- (i) 支配権取得又は経営参加を大量買付行為の目的とする場合には、大量買付行為の完了後に企図する当社及び当社グループの支配権取得又は経営参加の方法、並びに支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画及び議決権の行使方針。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分若しくは譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定若しくは解職、役員の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社及び当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性

- (j) 純投資又は政策投資を大量買付行為の目的とする場合には、大量買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針、並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大量買付行為を行う場合には、その必要性
- (k) 重要提案行為等を行うことを大量買付行為の目的とする場合、又は大量買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期、並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- (l) 大量買付行為の後、当社の株券等をさらに取得する予定がある場合には、その理由及びその内容
- (m) 大量買付行為の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由
- (n) 大量買付行為に際しての第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的及び内容並びに当該第三者の概要
- (o) 当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社の利害関係者との関係を大量買付行為の完了後に変更する予定がある場合には、その具体的内容

当社取締役会は、大量買付情報を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。

なお、独立委員会は、当該大量買付情報が、当該大量買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断、当社取締役会又は独立委員会の評価・検討等のために不十分であると判断した場合には、大量買付者に対し、適宜回答期限を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通じて、大量買付情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、大量買付者には、当該期限までに、当社取締役会に対して、大量買付情報を追加提供していただきます。

④ 独立委員会の当社取締役会に対する情報・資料等の提供要求、検討等及び大量買付者との交渉・協議

(a) 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、当社取締役会に対して、独立委員会が定める合理的な期間(原則として 60 日間を上限とします。)内に、大量買付行為の内容に対する意見(留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。)、その根拠資料、及び代替案(もしあれば)その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を、速やかに提供するよう要求することがあります。

(b) 独立委員会による検討等

独立委員会は、大量買付者及び当社取締役会から情報・資料等の提供が十分になされたと認めた場合、原則として、十分な情報・資料等の提供を受けた日から最長 60 日間の検討期間(ただし、下記④(c) (iv) に記載するところに従い、独立委員会はその決議により当該期間を延長・再延長することができるものとします。以下「独立委員会検討期間」といいます。)を設定します。

独立委員会は、独立委員会検討期間において、当社の企業価値又は株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から、(i)大量買付者の大量買付行為の内容の検討、(ii)当社取締役会が提案する代替案の検討、(iii)大量買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び(iv)当該大量買付行為の内容を改善させるために、自ら又は当社取締役会等を通じて当該大量買付者と協議・交渉を行うことがあります。

大量買付者は、独立委員会が、独立委員会検討期間において、資料・情報等の提供、又は協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

(c) 独立委員会の勧告等

独立委員会は、以下のとおり当社取締役会に対する勧告又は決議を行うものとします。独立委員会が下記(i)ないし(iv)に定める勧告をした場合には、独立委員会検討期間は終了します。

(i) 独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、大量買付行為が大量買付ルールに違反する場合、又は当該大量買付行為が別紙 3 に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当ての実施を勧告します。

ただし、独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施の勧告後、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、無償割当ての中止(本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までの間)又は本新株予約権の無償取得(本新株予約権の効力発生日後行使期間の初日の前日までの間)を勧告することができるものとします。

(ア) 当該勧告後大量買付者が大量買付行為を撤回した場合その他大量買付行為が存しなくなった場合

(イ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、

大量買付者による大量買付行為が別紙 3 に掲げる類型のいずれにも該当しないこととなった場合

(ii) 独立委員会が本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、大量買付者の大量買付行為の内容の検討、大量買付者との協議・交渉の結果、大量買付行為が別紙 3 に掲げる類型のいずれにも該当しないと判断した場合、又は当社取締役会が独立委員会の要求にかかわらず上記④(a)に規定する意見若しくは独立委員会が要求する情報・資料等を所定期間内に提供しなかった場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告します。

ただし、独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告後、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大量買付者による大量買付行為が別紙 3 に掲げる類型のいずれかに該当すると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての実施を勧告することができるものとします。

(iii) 独立委員会が株主意思確認総会の招集を勧告する場合

独立委員会は、上記の各勧告を行うには至らないものの、大量買付行為が当社の企業価値又は株主の皆様の共同の利益の維持・向上に資するものではないと疑われることその他合理的な理由により相当であると判断した場合には、新株予約権の無償割当てに関する株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）の招集及び必要な議案の付議を、当社取締役会に対して、勧告することができるものとします。

(iv) 独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時までに、上記の各勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、その決議により、大量買付行為及び当社取締役会の代替案の内容の検討、当該大量買付者との協議・交渉等に必要とされる合理的な範囲内（最長 60 日）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします（なお、当該期間延長後、さらなる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。）。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、速やかに延長理由とその期間を開示した上で、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に上記の各勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(d) 取締役会による株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、大量買付行為が当社の企業価値又は株主の皆様の共同の利益の維持・向上に資するものではないと疑われることその他合理的な理由により相当であると判断した場合には、独立委員会による上記④(a)ないし(c)の手続と並行して、独立委員会の勧告を経ることなく株主意思確認総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に必要な議案を付議することができるものとします。

⑤ 取締役会による本新株予約権の無償割当て実施・不実施に関する決議

当社取締役会は、独立委員会から上記④(c)に基づき本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施(本新株予約権の無償割当ての中止を含みます。)に関する勧告を受けた場合には、これを最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

⑥ 株主意思確認総会による本新株予約権の無償割当て実施・不実施に関する決議

当社取締役会は、(a)独立委員会から上記④(c)(iii)に基づき株主意思確認総会の招集に関する勧告を受けた場合、又は(b)上記④(d)に基づき自ら株主意思確認総会の招集を決定した場合には、株主意思確認総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に必要な議案を付議するものとします。株主意思確認総会が開催された場合、当該株主意思確認総会が、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議を行うものとします。当該決議は、出席した議決権を行使することができる株主様の議決権の過半数によるものとします。当社取締役会は、株主意思確認総会の決議内容に従い、本新株予約権の無償割当てに必要な手続を遂行します。

⑦ 情報開示

当社は、以下の場合、その旨その他適切な事項につき、適切かつ適時に開示いたします。

- (a) 大量買付者から大量買付意向表明書が提出された場合
- (b) 大量買付者から大量買付情報が提出された場合
- (c) 独立委員会検討期間が設定・延長された場合
- (d) 独立委員会が、当社取締役会に対して上記④(c)に定める勧告又は決議をした場合
- (e) 当社取締役会が、上記⑤又は⑥に定める決議を行った場合
- (f) 株主意思確認総会が上記⑥に定める決議を行った場合

(3) 対抗措置の内容

原則として、当社取締役会又は株主意思確認総会の決議に基づき、大要別紙4に記載する本新株予約権の無償割当てを行います。

ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることがあります。

(4) 本対応方針の合理性及び公正性を担保するための制度

① 本対応方針の導入等に関する株主の皆様の意思の確認

現行の本対応方針は、平成 20 年 6 月 27 日開催の当社第 48 回定時株主総会における定款変更議案及び本対応方針導入議案について株主の皆様のご承認をいただき導入いたしました。本対応方針の更新につきましても、当社定款第 16 条の 2 第 1 項及び第 16 条第 3 項の各規定に基づき、本定時株主総会における決議により行い、本対応方針の更新をご承認いただきました際には、本対応方針に定める条件に従い、本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任していただきます。

② 本対応方針の有効期間、廃止及び変更

(a) 有効期間等

本対応方針の有効期間は、本定時株主総会において関連議案のご承認をいただいた時点から平成 28 年 6 月に開催予定の当社第 56 回定時株主総会の終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、(i) 当社株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、又は、(ii) 当社取締役会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止又は変更されるものとします。

(b) 情報開示

当社は、本対応方針が廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、適切かつ適時に開示いたします。

3) 本対応方針の合理性及び公正性について

(1) 株主意思を重視するものであること

当社は、平成 20 年 6 月 27 日開催の当社第 48 回定時株主総会における株主の皆様のご承認に基づき現行の本対応方針を導入し、更に平成 22 年 6 月 29 日開催の当社第 50 回定時株主総会において、引き続き承認を頂き更新されましたが、上記 2) (4) ①に記載のとおり、本対応方針の更新に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本対応方針は、本定時株主総会において、本対応方針の更新に関する議案が承認されることを条件として効力が生ずるものとします。また、上記 2) (4) ②に記載のとおり、以下の場合に本対応方針はその時点で廃止又は変更されます。

- ① 当社株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合
 - ② 当社株主総会において選任された取締役によって構成される当社取締役会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合
なお、当社取締役会は、独立委員会による勧告に基づき又は独自の判断で、当社定款第 15 条第 3 項に基づき、本新株予約権の無償割当てに関する議案を株主意思確認総会に付議することがあり、かかる場合には株主の皆様のご意思を直接確認することができることとしております。
- (2) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること
- 本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を完全に充足し、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第 440 条に定める尊重義務に反しないものです。
- (3) 当社の企業価値又は株主の皆様の共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること
- 上記 1)に記載のとおり、本対応方針は、当社の企業価値又は株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者に対して、当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要期間の確保を求めるために、導入されるものです。
- (4) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定
- 上記 2) (2)④(c)及び別紙 3 に記載のとおり、本対応方針は、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。
- (5) 独立委員会の設置、外部専門家の意見取得
- 上記 2) (1)③に記載のとおり、本対応方針は、取締役会の判断の合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとしております。
- かかる独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が判断を行うことにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。
- なお、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるため、独立委員会による判断の公正性・客

観性が強く担保される仕組みとなっております。

(6) 当社取締役の任期は1年であること

当社取締役の任期は1年であり、毎年取締役の選任を通じて本対応方針につき株主の皆様の意思を反映することが可能となります。

(7) デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記2)(4)②に記載のとおり、本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。また、当社は期差任期制を採用しておりません。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)又はスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員を一度に交代させることができないため、発動の阻止に一定の時間を要する買収防衛策)ではありません。

4) 株主・投資家の皆様に与える影響

(1) 本対応方針の導入時

本対応方針の導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがって、本対応方針の導入時に、株主及び投資家の皆様の有する当社の株券等に係る経済的価値に対して、直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時

当社取締役会又は株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議がなされた場合、別途定められる効力発生日において、別途定められる割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の本新株予約権が無償で割り当てられます。

かかる場合、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値は希釈化しますが、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じません。

したがって、本対応方針の発動時においても、株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る経済的価値に対して、直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会又は株主意思確認総会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、当社取締役会は、対抗措置の中止(本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日まで)又は本新株予約権の無償かつ無対価での取得(本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日の前日まで)を決定することがあります。

かかる場合、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の行使時又は取得時

本新株予約権の行使又は取得には差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、非適格者の有する当社の株式に係る経済的価値に希釈化が生じることが想定されます。

他方で、非適格者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る経済的価値に直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

もともと、非適格者以外の株主の皆様は株式が交付されるまでの間、本新株予約権の譲渡は制限されています。したがって、新株予約権の行使又は取得によって交付を受ける当社株式の価値については、株式交付までの間、譲渡による投下資本の回収が制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

5) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続

(1) 割当期日までの手続（株主名簿への記録）

当社取締役会又は株主意思確認総会が本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、当社は割当期日を定めたうえでこれを公告します。割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その有する株式の数に応じて本新株予約権が割り当てられます。

したがって、割当期日までに株主名簿へ記録される必要があります。

(2) 効力発生時の手続

割当期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されます。したがって、効力発生に際して申込み等の手続は不要です。

(3) 本新株予約権の行使又は取得時の手続

当社が取得条項に基づき本新株予約権を取得する場合には、当社は、会社法に定められた手続(会社法第 273 条、第 274 条)に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項毎に、取締役会又は株主総会の決議を行い、公告したうえでこれを取得します。したがって、当社による取得に際して申込み等の手続は不要です。

また、非適格者以外の株主の皆様は本新株予約権の行使可能期間の到来を待って本新株予約権を行使していただく場合には、当社は、会社法に定められた手続(会社法第 279 条第 2 項)に従い、当該行使可能期間の初日の到来前に、新株予約権者の皆様に対して、割当ての通知を行います。したがって、株主の皆様におかれましては、行使可能期間内に本新株予約権を行使し

てくださいますようお願い申し上げます(その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。)

なお、いずれの процедуруを行う場合であっても、当社は、その procedure の詳細に関して、適時かつ適切に開示いたします。対抗措置が発動される場合には、株主の皆様におかれましては、当社からなされる情報開示にご留意ください。

6) その他

本対応方針は、本日開催の当社取締役会において出席取締役全員の賛成により決定されたものです。当該取締役会には、社外監査役 2 名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、本対応方針に賛成する旨の意見を述べました。

当社取締役会においては、今後の司法判断の動向及び金融商品取引所その他の公的機関の対応等、並びに、会社法、金融商品取引法又は各金融商品取引所の上場規則等の改正、その他の法令等の制定改廃にも引き続き注視して、当社の企業価値又は株主の皆様の共同の利益を確保・向上させるとの観点から、必要に応じて本対応方針の見直し、又は本対応方針に代わる別途の防衛策の導入を含め、適切な措置を適宜講じてまいる所存です。

以 上

(別紙 1)

当社の大株主の状況

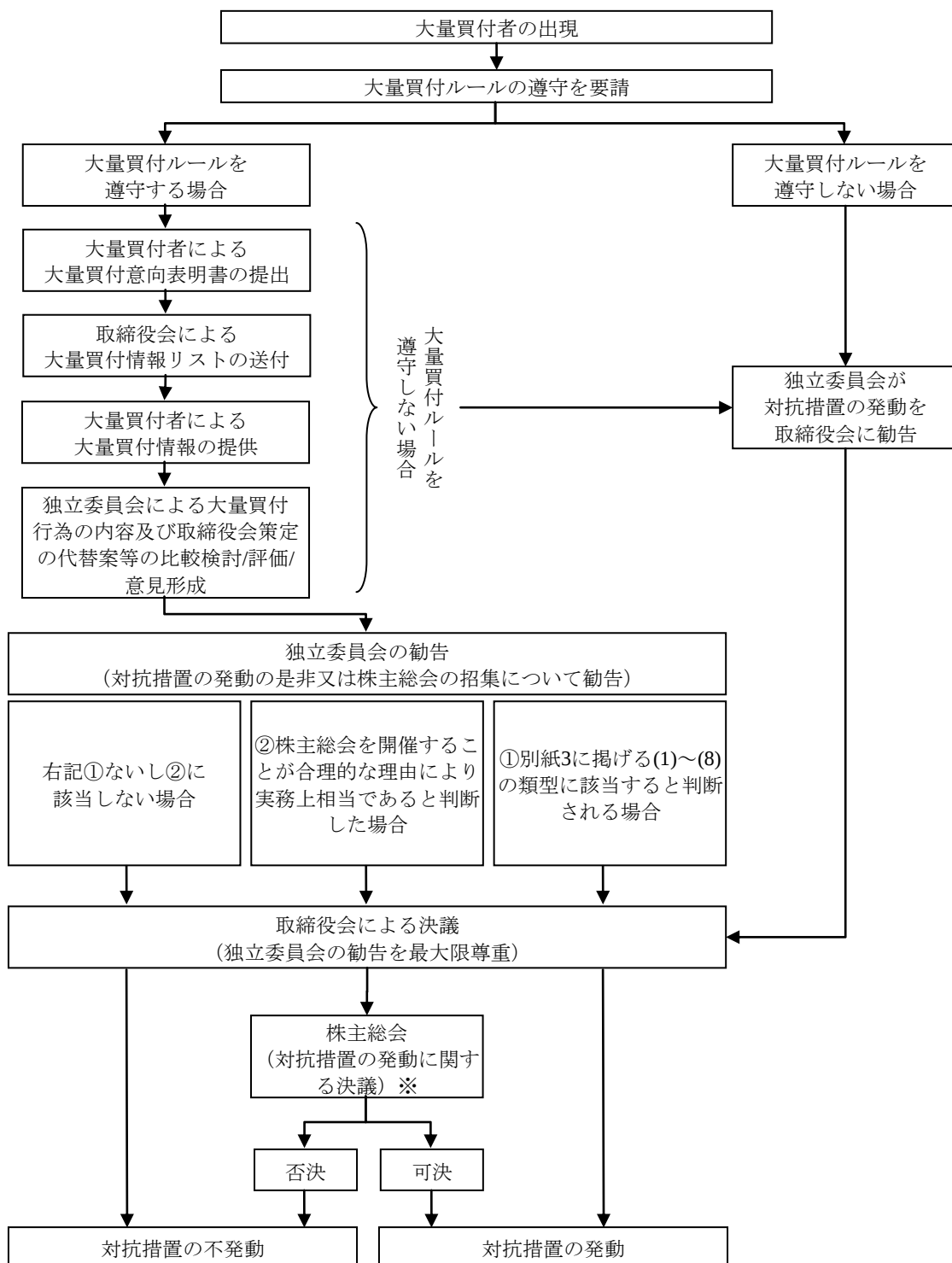
平成 25 年 3 月 31 日現在の当社の大株主の状況は、以下のとおりです。

株主名	当社への出資の状況	
	所有株式数	発行済株式の総数に対する所有株式の割合(%)
きもと共栄会	2,718,600	9.92
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	2,227,500	8.13
株式会社 精和	1,801,400	6.57
きもと従業員持株会	1,646,080	6.01
株式会社きもと	1,311,006	4.78
木本 和伸	1,191,720	4.35
東レ株式会社	1,052,000	3.84
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	853,100	3.11
株式会社三菱東京 UFJ 銀行	820,000	2.99
東京中小企業投資育成株式会社	742,000	2.70
計	14,363,406	52.44

以 上

(別紙 2)

本対応方針の概要(大量買付行為が開始された場合のフローチャート)



※取締役会は、大量買付行為が当社の企業価値又は株主の皆様の共同の利益の維持・向上に資するものではないと疑われることその他合理的な理由により相当であると判断した場合には、独立委員会の勧告を経ることなく、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当てに関する議案を付議することができます。
本チャートは、あくまで本対応方針の内容に対する理解に資することのみを目的に参考資料として作成されています。
本対応方針の詳細については、本文をご参照ください。

(別紙 3)

当社の企業価値又は株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる類型

- (1) 大量買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を釣り上げて高値で当社の株券等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っている又は行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であると判断される場合
- (2) 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該大量買付者又はそのグループ会社等に移譲させる目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (3) 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該大量買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (4) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高価資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高価売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (5) 大量買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。)等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (6) 大量買付者の提案する当社の株券等の買付条件(買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容(当該取得の時期及び方法を含みます。))、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれらに限られません。)が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
- (7) 大量買付者による大量買付行為後の経営方針又は事業計画の内容が不十分又は不適当であるため、当社の独創的な技術開発力、先進的な製造技術と一貫した品質保証体制、「プロ集団」たる従業員との関係若しくは顧客・取引先との切磋琢磨する関係を破壊し、又はこれに重大な支障をきたし、当社の企業価値又は株主の皆様の共同の利益に反するおそれがあると判断される場合
- (8) その他(1)ないし(7)に準ずる場合で、当社の企業価値又は株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以 上

(別紙 4)

本新株予約権の概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する株主総会決議による委任に基づく取締役会決議又は株主総会決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において別途定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済みの普通株式の総数(ただし、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。)に相当する数と同数とします。

2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社の普通株式(ただし、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。)1株につき1個の割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は、1株から2株の間で本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社の普通株式1株当たりの金額は、1円以上で本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者¹²、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者¹³、④特定

¹² 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において別途定める者は、これに該当しないこととします。

大量買付者の特別関係者、⑤これら①ないし④の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、⑥これら①ないし⑤に該当する者の関連者¹⁴(これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。)は、本新株予約権を行使することができないものとします。

なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、その対価として、原則として本新株予約権と引き替えに本新株予約権 1 個につき当該取得日時点における対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。

なお、本新株予約権の取得条項の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての中止若しくは撤回を決議した場合又は本新株予約権無償割当て決議において別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとします。

11. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

¹³ 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等を意味します。以下本注において同じです。)の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第 7 条第 1 項に定めるものを含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において別途定める者は、これに該当しないこととします。

¹⁴ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第 3 条第 3 項に規定されます。)をいいます。

(別紙 5)

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、本対応方針の運用ないし対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、その判断の合理性及び公正性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として、設置される。
2. 独立委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(a)社外取締役、(b)社外監査役又は(c)社外の有識者(実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等)で、当社経営陣から独立した者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、各独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、以下の各号に記載される事項について評価・検討した上で決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本対応方針に係る対抗措置の発動の是非(これらの事項についての株主意思確認総会への付議の是非、及び、大量買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうものであるか否かの判断を含む。)
 - (2) 本対応方針に係る対抗措置の中止又は撤回
 - (3) 本対応方針の廃止及び変更
 - (4) その他本対応方針に関連して当社取締役会が任意に独立委員会に対して諮問する事項
8. 独立委員会は、自ら又は当社取締役会を通じて、大量買付者と協議・交渉を行うことができる。
9. 各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値又は株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
10. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める

者を出席させ、独立委員会が必要とする事項に関する説明を求めることができる。

11. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。)から助言を得ることができる。

以 上

(別紙6)

独立委員会委員の略歴

本対応方針の独立委員会の委員は、以下の3名により構成される予定です。

多田 公彦 (ただ きみひこ)

【略 歴】

昭和10年3月28日生

昭和37年11月 真田公認会計士事務所(現 太陽 ASG 有限責任監査法人) 入所

昭和39年8月 公認会計士登録

昭和45年5月 公認会計士・税理士 多田公彦事務所 開設

同月 同所 所長(現任)

平成2年9月 太陽 ASG 監査法人(現 太陽 ASG 有限責任監査法人) 代表社員

平成19年7月 同社 退社

窪田 英一郎 (くぼた えいいちろう)

【略 歴】

昭和38年6月5日生

平成3年4月 弁護士登録

同月 中村合同特許法律事務所 入所

平成5年2月 弁理士登録

平成6年6月 窪田法律特許事務所 開設

平成17年4月 桐蔭横浜大学法科大学院客員教授

平成20年1月 ロヴェルズ法律事務所外国法共同事業 パートナー

平成22年5月 ホーガン・ロヴェルズ法律事務所外国法共同事業 パートナー
(現任)

柏原 慶憲(かしはら よしのり)

【略 歴】

昭和24年11月25日生

昭和49年4月 新日本証券株式会社(現 みずほ証券株式会社) 入社

平成10年5月 同社 運用部門担当 取締役

平成12年4月 新光投信株式会社 商品企画・経理・ディスクロージャ部担当
取締役

平成16年4月 新光ビルディング株式会社 総務企画・業務部担当 取締役

平成21年4月 同社 退社

平成22年6月 当社社外監査役就任

以 上